

## 令和5年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 小学校・中学校  
楠小学校、神前小学校、常磐西小学校、日永小学校、泊山小学校、  
海蔵小学校、羽津小学校、羽津北小学校、常磐小学校  
(海蔵小学校、羽津小学校、羽津北小学校、常磐小学校は書面監査)  
羽津中学校、三滝中学校、常磐中学校、楠中学校、山手中学校、南中学校  
(楠中学校、山手中学校、南中学校は書面監査)
- 3 監査実施期間 令和5年10月18日、令和5年10月24日

### 指 摘

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的な内容）・対応状況
(2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 【楠小学校、常磐西小学校、羽津北小学校、常磐小学校、羽津中学校、三滝中学校、常磐中学校、楠中学校、山手中学校、南中学校】 教職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行うこと。加えて、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を図ること。	【継続努力】 令和6年 7月31日 校務支援システムでの出退勤管理により、管理職が勤務時間を把握している。また、管理職が教職員の業務の負担を確認し、面談等をもとに業務の適正化を行ったり、職員会議や打ち合わせの際に教職員のワーク・ライフ・バランスの意義を継続的に説明したりすることにより、超過勤務の削減に努めている。クラウドを活用したアンケートや情報共有を行うなど、ICTの活用による業務改善を進めている。 令和5年度（11月以降）について、過労死等労災認定基準を上回る学校は、監査対象全小学校で0人、中学校は6校中4校が0人となった。基準を上回る職員がいる学校は、毎月校長面談を行い、長時間労働の原因把握と具体的な負担軽減措置を実施して、状況の解消を図った。
	【継続努力】 令和7年 1月31日 これまでの取り組みについては継続実施している。小中学校で、児童生徒個々の情報を一元可視化する校務支援システム機能の増強も進んでおり、きめ細かな指導を効率的に行うことで、教職員の勤務時間縮減につなげていく。さらに、令和6年度からは自動採点システムが導入され、特に中学校において、テストの採点業務時間が大きく短縮され、教員の負担軽減につながっている。

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

## 意 見

### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的な内容）・対応状況
<p>(2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク  <b>【神前小学校、日永小学校、泊山小学校、海蔵小学校、羽津小学校】</b>          教職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行うこと。加えて、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、A I 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 6年 7月 31日</p> <p>校務支援システムでの出退勤管理により、管理職が勤務時間を把握している。また、管理職が教職員の業務の負担を確認し、面談等をもとに業務の適正化を行ったり、職員会議や打ち合わせの際に教職員のワーク・ライフ・バランスの意義を継続的に説明したりすることにより、超過勤務の削減に努めている。クラウドを活用したアンケートや情報共有を行うなど、I C Tの活用による業務改善を進めている。</p> <p>令和 5 年度（11月以降）について、過労死等労災認定基準を上回る学校は、監査対象全小学校で0人、中学校は6校中4校が0人となった。基準を上回る職員がいる学校は、毎月校長面談を行い、長時間労働の原因把握と具体的な負担軽減措置を実施して、状況の解消を図った。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 1月 31日</p> <p>これまでの取り組みについては継続実施している。小中学校で、児童生徒個々の情報を一元可視化する校務支援システム機能の増強も進んでおり、きめ細かな指導を効率的に行うことで、教職員の勤務時間縮減につなげていく。さらに、中学校での自動採点システム導入を受け、小学校においても、職員室内の複合機のネットワーク化を整備し、従来の紙媒体からのデータでの活用促進・業務の効率化が図られるよう取り組みが進められている。</p>
<p>(3) 理科薬品の適正な管理におけるリスク  <b>【小・中学校共通事項】</b>          ① 理科薬品の保管・管理においては、適正な管理記録の作成が重要である。必要事項の記載漏れや記録の遅延を防ぐ方法を検討するなど、適正な理科薬品の管理に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年 7月 4日</p> <p>理科薬品については、「理科薬品類の取扱いと管理について」の通知に基づき、使用簿の作成とともに、担当者、校長による点検および定期点検以外の校長による抜き取り実査をしている。令和 6 年 7 月 4 日付で教育委員会から適正管理について、再度通知された。</p>
<p>② 長期間に渡り使用していない理科薬品は、教育委員会とも連携のうえ、必要に応じて適切に廃棄を行い、不要な薬品を長期間保管するがないようにすること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年 7月 4日</p> <p>理科薬品については、「理科薬品類の取扱いと管理について」の通知に基づき、使用簿を作成し、適切に管理、不要薬品の廃棄を行っている。令和 6 年 7 月 4 日付で教育委員会から適正管理について、再度通知された。</p>
<p>(4) 教員の部活動における業務負担に関するリスク  <b>【中学校共通事項】</b>          担当種目未経験の教員の負担軽減の観点からも、複数の顧問配置をさらに進めるとともに、部活動指導員及び部活動協力員の地域人材の活用についても取り組みを進めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年 4月 9日</p> <p>加入生徒数も考慮し、可能な範囲で複数顧問の配置を行っている。部活動指導員を配置し、教員の負担軽減に努めている。令和 6 年 4 月 9 日付で教育委員会から令和 6 年度の部活指導員の任用・活用について通知された。</p>

## 2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置 (具体的な内容) ・ 対応状況
<p>① 内部事務管理について【有効性の視点・合規性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて学校内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことによる要因がある。校長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、学校において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、各校における内部事務管理の徹底を図ること。</p> <p>また校長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 7月 4日</p> <p>校長は自ら決裁権者、出納員であることを十分認識するとともに、職員への業務に関する知識の集積や単純ミスが生じないよう牽制体制の構築に努めている。</p> <p>また、他校や共同学校事務室での好事例を参考にするなど、更なる内部チェック体制の強化を図っていく。令和6年7月4日付で教育委員会から適正管理について、再度通知された。</p>
<p>イ 共同学校事務室では、ブロック内の各学校から事務職員が集まり、各学校の事務処理が適正かどうかをチェックしているが、その全員が十分な研修を受けているとは言えないようと思われる。財務会計事務については、毎年度、会計管理課が発行する「会計事務の手引き」を活用してはいるものの、各事務職員が会計事務のルールを理解できるよう、協議して工夫すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 6年 7月 31日</p> <p>共同学校事務室での点検や決裁の過程での複数の職員によるチェック体制を取っているが、そのチェック体制が十分に機能しているか見直しを図りながら、経験の浅い職員等でもポイントを押された点検を行うことができるよう、更にミスを減らす取り組みを行っていく。</p> <p>また、教育委員会や関係課と連携し、学校や共同学校事務室向けの財務事務研修会の実施を要請するなど、財務事務に関する知識のさらなる集積と事務処理に係るチェック体制の強化を図っていく。</p>
	<p>【措置済】 令和 6年 12月 13日</p> <p>小中学校事務職員の会計事務の知識・理解を深めるため、令和6年12月13日に小中学校事務職員を対象とした研修会において、会計管理課による「会計事務の手引き」等の資料に基づいた研修を実施いただいた。</p>
<p>② 市費による教員配置の効果について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>各校において、県費の教員に加え、多種の市費の教員（「学校教育アシスト」「特別支援教育推進」「学びの一体化」等）が、市教育委員会により配置され効果を上げている。今後も、各校の状況に合わせて必要な教員配置を行い、継続して教育の充実を図っていくこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 6年 7月 31日</p> <p>講師不足の現状の中、市費による教員配置により、さまざまな背景がある児童・生徒に対して、丁寧に寄り添う対応ができる。今後も可能な限り、学校の課題に応じた教員の配置の継続により、教育の充実を図っていく。</p> <p>【継続努力】 令和 7年 1月 31日</p> <p>市費による教員配置は、本市の教育課題に対応するためには不可欠となっており、教育効果を上げている。今後も教育課題に応じた教員配置を継続し、本市の教育力の向上に資するものとしていく。</p>

<p>③ 学校業務アシスタント等の効果的な活用について【有効性の視点】  <b>【小・中学校共通事項】</b>  各学校に学校業務アシスタントやスクールサポートスタッフ等が配置され、教職員の業務補助を行っているが、学校によってその勤務内容は様々である。教育委員会や各学校間で情報共有を図り、どのような活用方法が最も効果的であるかなどを検証し、より効果的な活用につなげること。</p>	<p><b>【措置済】</b> 令和 6年 4月15日</p> <p>学校業務アシスタントやスクールサポートスタッフ等が配置され、印刷やデータ入力、学習環境整備などの分野でのサポートにより教職員の負担軽減に大きく貢献している。</p> <p>また、校長会や教頭会等の機会を活用し、学校間で各校の効果的な活用方法について情報共有を図り、学校業務アシスタント等の業務内容の見直しを行っていく。このことについて、令和6年4月15日の教頭会で学校へ周知された。</p>
<p>④ 特別支援を要する児童・生徒への対応について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】  <b>【小・中学校共通事項】</b>  各校において、特別支援を要する児童・生徒の状況に応じて、介助員や支援員、医療的ケアサポートが配置され、また必要な場合には他機関と連携を図っている。今後も、継続して各校や児童・生徒の特性に応じた対応をしていくこと。</p>	<p><b>【継続努力】</b> 令和 6年 7月31日</p> <p>校内特別支援委員会を定期的に実施、支援を必要とする児童・生徒の支援について共通理解を図り、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携を図っている。介助員、支援員、医療的ケアサポートの配置により、児童・生徒一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな対応を継続していく。</p>
<p>⑤ 学校内におけるいじめ、不登校等への対応について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】  <b>【小・中学校共通事項】</b>  ア 学校内におけるいじめや不登校等については、引き続き、登校サポートセンター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどとの連携をさらに深め、適切な対応が取れるよう取り組んでいくこと。</p>	<p><b>【継続努力】</b> 令和 7年 1月31日</p> <p>引き続き、介助員や支援員、医療的ケアサポートの適正配置を教育委員会へ要求していく。また、児童生徒の実態に応じて関係機関と連携を取り、今後も継続して、きめ細かく個々の特性に応じた支援が行えるよう努めていく。</p> <p><b>【継続努力】</b> 令和 6年 7月31日</p> <p>校内の登校サポート委員会等の会議を定期的に開催、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも同席し、連携を取りながら対応を進めている。</p> <p><b>【継続努力】</b> 令和 7年 1月31日</p> <p>校内の登校サポート委員会等の会議を定期的に開催、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも同席し、引き続き、連携を取りながら適切な対応が取れるよう取り組んでいく。</p>

<p>イ 不登校をはじめとした児童・生徒からのSOSのサインを把握することが重要であり、そのためにICT技術を活用した新たな状況把握の方法についても検討を進めること。</p> <p>SNSでのいじめなどについても、家庭との連携を十分に図り、すみやかな実態把握に努め、児童・生徒への適切な対応を行うこと。</p>	<p><b>【継続努力】</b> 令和 6年 7月31日 不登校の児童・生徒に対しては、本人、保護者の意向を確認しながらオンライン授業を行うなど、タブレットの活用を行っている。 令和6年度からはタブレットから児童・生徒が健康状況や「心の天気」、日々のコメントなどを入力できるシステムが導入されている。不登校児童・生徒も自宅から利用できるので、本人や保護者の意思を尊重しながらも、学校とのつながりをつくる一策としてこのシステムの利用を推進していく。</p>
<p>⑥ 教育におけるICT活用について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】</p> <p><b>【小・中学校共通事項】</b></p> <p>ア ICT活用の急速な進展に伴い、教職員の負担の一時的な増加も考えられるが、教育委員会等との連携も図り、引き続き、ICT技術を活用した効果的な教育を進めるとともに、教職員のICT活用力の更なる向上に取り組むこと。</p>	<p><b>【継続努力】</b> 令和 6年 7月31日 ICTコーディネーターが中心となり、研修会を実施したり、教育委員会から派遣されたGIGAスクールアドバイザーによるICTのより効果的な活用やDX化についてのアドバイスや支援をいただいたりしながら、教職員のICT活用力の向上に取り組んでいる。</p> <p><b>【継続努力】</b> 令和 7年 1月31日 ICTコーディネーターが中心となり、研修会を実施したり、教育委員会から派遣されたGIGAスクールアドバイザーによるICTのより効果的な活用やDX化についてのアドバイスや支援をいただいたりしながら、引き続き、教職員のICT活用力の向上に取り組んでいる。</p>
<p>イ 1人1台配備されたタブレット端末について、オンライン等により授業を受けることができる環境づくりを進めるなど有効活用を図り、特に不登校や怪我・病気等により登校が困難な児童・生徒の学びの保障に繋げることが重要である。児童・生徒や家庭の様々な状況にも配慮しつつ、教育委員会とも連携を図り、積極的に取り組みを進めること。</p>	<p><b>【継続努力】</b> 令和 6年 7月31日 不登校の児童・生徒に対しては、本人、保護者の意向を確認しながらオンライン授業を行うなど、タブレットの活用を行っている。 令和6年度からはタブレットから児童・生徒が健康状況や「心の天気」、日々のコメントなどを入力できるシステムが導入されている。不登校児童・生徒も自宅から利用できるので、本人や保護者の意思を尊重しながらも、学校とのつながりをつくる一策としてこのシステムの利用を推進していく。</p>
	<p><b>【継続努力】</b> 令和 7年 1月31日 不登校の児童・生徒に対しては、本人、保護者の意向を確認しながらオンライン授業を行うなど、タブレットの活用を行っている。 令和6年度からはタブレットから児童・生徒が健康状況や「心の天気」、日々のコメントなどを入力できるシステムが導入されており、引き続き、児童・生徒や家庭の様々な状況にも配慮しながら取り組みを進めしていく。</p>

<p>⑦ コミュニティスクール等の活用について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>経済的な理由も背景として、家庭における教育力の不足がみられる状況にある。近年のＩＣＴ技術の活用等において、家庭での学習に課題があるような場合は、コミュニティスクールをはじめとした多様な方面からのサポートについても、積極的に検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 7月 6日</p> <p>経済的な理由等による教育力不足の家庭については、コミュニティスクールの委員である主任児童委員など、関係機関と連携、課題を共有し、必要な支援が受けられるようサポートを行っている。</p> <p>令和6年7月6日に教育委員会によりコミュニティスクールの充実を図るため、委員、学校担当者向けの研修会が実施された。</p>
<p>⑧ 校内の環境整備について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>ア 樹木管理も含めた校内の環境整備には、かなりの労力を要し、また、高所における作業等は危険を伴う。現在も教育施設課によって樹木剪定等の業務委託が行われているが、その範囲の拡大も含め、教育委員会とも協議をし、学校職員の負担が軽減できるよう取り組むこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 6年 7月 31日</p> <p>樹木剪定においては教育施設課による年一回の剪定に加え、主に用務員、管理職等学校職員が定期的に剪定を行い、環境整備に努めている。高所等の危険な箇所については個別で教育委員会へ相談することも含め、学校職員の負担軽減が図られるよう要望していく。</p> <p>【措置済】 令和 7年 1月 31日</p> <p>教育委員会が行う各学校の定期的な樹木剪定については、対象本数が拡大された。加えて、学校からの要望や報告により、必要に応じて剪定や伐採が行われているが、今後も教育委員会と協議して取り組んでいく。</p>
<p>イ 防犯カメラの設置については、各学校の状況に応じて設置数が異なっているが、学校への出入口の一部が撮影範囲から外れているなど、設置台数が不十分と思われる学校が見受けられる。校内の学校林出入口などを撮影する防犯カメラの設置も含め、児童・生徒の安全確保のため、必要な防犯カメラの設置を進めること。</p>	<p>【継続努力】 令和 6年 7月 31日</p> <p>学校の外部からの出入口付近を撮影できるよう防犯カメラが設置されている。現状を確認し、設置台数が不足している場合は、教育委員会と協議し、要望していく。</p> <p>令和6年度は小学校2校において、防犯カメラの増設が実施される予定である。</p> <p>【継続努力】 令和 7年 1月 31日</p> <p>学校の外部からの出入口付近を撮影できるよう防犯カメラが設置されている。現状を確認し、設置台数が不足している場合は、教育委員会と協議し、要望していく。</p> <p>令和6年度末までに、小学校2校において、防犯カメラの増設が実施される予定である。</p>
<p>ウ 外部との境界に設置されたフェンスにおいて、高さが不十分であったり隙間があつたりした事例が見受けられた。再度、周囲のフェンスの設置状況について確認するとともに、防犯・安全対策上で課題がある状況に対しては、必要な対策を講じること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 3月 14日</p> <p>定期的に安全点検を実施するとともに、管理職による日々の校内巡視の際にも点検を行っている。</p> <p>フェンスについても隙間や破れ等がないか確認し、修繕が必要であれば、その都度対応を行い、高さが不十分であつたり大規模な改修が必要な場合には教育委員会に報告し、対応を依頼していく。令和6年3月14日に学校施設の実査の実施と実査状況の報告について、教育委員会から周知された。</p>
<p>エ 薬品保管庫などにおいて、転倒防止など十分な耐震対策がなされていないものが見受けられた。保管庫の床や壁への固定など、適切な耐震対策を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 6月 3日</p> <p>薬品保管庫は、転倒防止のため壁に金具で固定するなど、耐震対策を図っている。</p> <p>令和5年度の監査で指摘のあった学校においても、令和6年6月3日に転倒防止対策を実施した。</p>

<p>⑨ 耐火書庫の設置場所について【有効性の視点】  <b>【小・中学校共通事項】</b>          公印や通帳等を保管している耐火書庫が、校長室から見通しが困難な場所に設置されている学校が見受けられる。重要なものを管理する上でリスクが大きいため、大規模なレイアウト変更の機会を捉えるなどして、耐火書庫の設置場所について改めて検討すること。</p>	<p><b>【継続努力】</b> 令和 6年 7月31日          設置スペースの都合で、耐火書庫を校長室に置けない学校もあるが、鍵の管理を校長室の鍵のかかる保管場所で行い、必ず管理職の許可のもと開閉するなど、事故が生じないようにしている。また、校長室に設置できていない学校においては、大規模改修の機会を捉え設置場所の改善を図るよう努める。</p>
<p>⑩ 備品等の適正管理について【有効性の視点】  <b>【小・中学校共通事項】</b>          倉庫内の整理が不十分であるなどの、用品や備品の管理に課題がある事例がいくつかの学校で見受けられた。学校施設開放事業で使用される消耗品も同一倉庫で保管されている場合などは、倉庫内に記録簿が備え付けられていないことにより、使用状況の区別が客観的にわからず曖昧になる可能性もある。体育倉庫内の保管用具の個数を明記して使用状況を適切に管理している学校も見受けられることから、こうした学校の取り組みも参考に、室内の整理整頓等に努め、備品等の適正管理を行うこと。</p>	<p><b>【措置済】</b> 令和 6年 3月29日          令和5年度の監査で指摘のあった学校においても、倉庫内の整理整頓を実施した。          学校開放事業で使用される消耗品等が保管されている場合は、保管場所の区分、表示等により管理区分を明確にし、紛失等事故が生じないように整理を行っている。          令和6年3月29日までに各校、備品の年度末実査を実施し、整理整頓等、適正管理の状況を確認を行った。</p>
<p>⑪ 教職員の自動車運転に関する確認について【合規性の視点】  <b>【小・中学校共通事項】</b>          学校の教員が公務で車を使用する際には、公務使用する自家用車の届出を行ったうえで自家用車を使用しているが、運転免許や車検、自動車保険の期間等についての確認を確実に行うなど、適切な使用となるよう管理を徹底すること。</p>	<p><b>【措置済】</b> 令和 6年 4月 2日          公務使用する自家用車の届出について、運転免許や車検、自動車保険の有効期限の一覧を作成し、更新日が近づいた職員に周知を行う等、適切な使用となるよう管理を行っている。令和6年4月2日に教育委員会から公務使用する自家用車の届出の事務手続について、周知された。</p>
<p>⑫ AEDの使用について【有効性の視点】  <b>【小・中学校共通事項】</b>          すみやかで適切なAEDの使用が、人命救助に大きく寄与することが知られている。必要時には、全教職員がAEDを適切に使用できるよう訓練を行うこと。</p>	<p><b>【措置済】</b> 令和 5年12月13日          養護教諭・養護助教諭が中心となり、年に1回全教職員を対象にAEDを適切に使用できるよう訓練を行っている。令和5年12月13日に教育委員会からAEDの適切な管理等について周知された。</p>